

## 新潟県条例第50号

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第8条第1項の認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第4号の地方活力向上地域内において、法第17条の2第6項の認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）に従って法第5条第4項第4号の特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、又は増設した法第17条の2第4項の認定事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、県税の不均一の課税の措置を講ずることにより、新潟県における産業拠点の強化を促進し、雇用の増大及び経済の活性化を図り、もって産業の振興に寄与することを目的とする。

(県税の不均一課税)

**第2条** 知事は、認定事業者に対し、次の各号に掲げる県税について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）第31条、第34条、第41条、第77条及び附則第17条から第18条までの規定にかかわらず、当該各号に定める税率により不均一の課税をすることができる。

- (1) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる取得価額の要件を満たす特定業務施設（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業（以下「移転型事業」という。）及び同項第2号に掲げる事業（以下「拡充型事業」という。）のうち県外から移転して整備するもの（認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の実施期間に増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数の過半数を県外にある他の事業所から転勤させて行うものに限る。）に係るものに限る。）の用に供する減価償却資産（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した個人（法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる要件を満たす法第17条の2第1項各号に掲げる事業を実施する者に限る。）にあつては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年の所得金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）、特別償却設備を新設し、又は増設した法人（法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる要件を満たす法第17条の2第1項各号に掲げる事業を実施する者に限る。）にあつては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち、当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税 県税条例第31条、第34条及び附則第17条から第17条の3までの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率
- (2) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設の用に供する建物又はその敷地である土地を取得した場合における当該建物又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税 県税条例第41条及び附則第18条の規定による税率に10分の1を乗じて得た税率
- (3) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設の用に供する機械及び装置又は構築物である償却資産を取得した場合における当該償却資産に対して課する固定資産税 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める税率
  - ア 当該償却資産を事業の用に供することができることとなった日の属する年の翌年の4月1日を初日とする年度 県税条例第77条の規定による税率に10分の1を乗じて得た税率
  - イ アに掲げる年度の翌年度 移転型事業により整備された特定業務施設の用に供する償却資産にあつては県税条例第77条の規定による税率に4分の1を乗じて得た税率、拡充型事業により整備された特定業務施設の用に供する償却資産にあつては県税条例第77条の規定による税率に3分の1を乗じて得た税率
  - ウ アに掲げる年度の翌々年度 移転型事業により整備された特定業務施設の用に供する償却資産にあつては県税条例第77条の規定による税率に4分の2を乗じて得た税率、拡充型事業により整備された特定業務施設の用に供する償却資産にあつては県税条例第77条の規定による税率に3分の2を乗じて得た税率

(申請又は申告)

**第3条** 前条の規定により県税の不均一の課税の措置を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請し、又は申告しなければならない。

(報告の徴収)

**第4条** 知事は、不均一の課税の措置を受ける者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(委任)

**第5条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正)
- 2 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例(平成15年新潟県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この項において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この項において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例等の奨励措置との調整)</p> <p><b>第8条</b> 次の各号に掲げる規定に該当する者が第3条又は第4条の規定の適用を受けようとするときは、それぞれ当該各号の規定の適用を受けるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例(平成27年新潟県条例第50号)</u></p> <p><b>第2条</b></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項第1号又は第5号</u>に掲げる規定の適用を受けた者については、<u>それらの規定による不均一の課税をした後の税額</u>について、<u>第3条又は第4条の規定を適用する。</u></p>	<p>(新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例等の奨励措置との調整)</p> <p><b>第8条</b> 次の各号に掲げる規定に該当する者が第3条又は第4条の規定の適用を受けようとするときは、それぞれ当該各号の規定の適用を受けるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項第1号</u>に掲げる規定の適用を受けた者については、<u>当該規定による不均一の課税をした後の税額</u>について、第4条の規定を適用する。</p>